



特許侵害訴訟（控訴審） 一部勝訴判決に関するお知らせ

株式会社コーエーテクモゲームス（代表取締役社長：鯉沼久史、以下「当社」）は、本日、株式会社カプコン（以下「カプコン」）より控訴されておりました特許侵害訴訟について、一部勝訴いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

本訴訟は、平成 26 年（2014 年）7 月 4 日、カプコンより当社製品が 2 件の特許権を侵害するとして、大阪地方裁判所に提訴した事件（平成 26 年（ワ）第 6163 号）の判決内容を不服としたカプコンが、平成 29 年（2017 年）12 月 27 日付で知的財産高等裁判所に控訴した事件（平成 30 年（ネ）第 10006 号）です。

カプコンは、当社製品の『真・三國無双』シリーズ、『戦国無双』シリーズ等が特許第 3350773 号（以下「A 特許」）を、『零』シリーズが特許第 3295771 号（以下「B 特許」）をそれぞれ侵害するとして、9 億 8323 万 1115 円（内訳：A 特許に関する請求額 8 億 9123 万 1115 円、B 特許に関する請求額 4700 万円、弁護士費用等に関する請求額 4500 万円）の損害賠償等を請求しておりました。

本日、知的財産高等裁判所第 3 部（裁判長：鶴岡稔彦判事）は、A 特許に関して当社の主張を一部認め、当社製品の一部を非侵害と判断しました。一方で、非侵害と判断されなかった残余の当社製品については、損害賠償請求額の一部にあたる 1 億 4384 万 3710 円の支払を当社に命じる判決を言い渡しました。

今回の判決において、当社製品の一部について非侵害の判断がなされたことは、特許法の主旨に沿った良識ある判断であり、かつ当社の主張が正当なものであったことが裁判所によっても認められたものと考えております。

他方、当方の主張が認められなかった点については、甚だ遺憾であり、判決内容を十分に精査し、今後の対応を検討いたします。

なお、今回の判決が令和 2 年 3 月期の当社グループの業績に与える影響はありません。

また、A 特許、B 特許ともに、既に存続期間の満了により権利が消滅しており、今後の当社製品の開発及び販売に影響を及ぼすことはございません。

当社は、今後も、製品の開発にあたっては他社の知的財産権を尊重するとともに、自社の知的財産権の保全と有効活用に努めてまいります。一方で、業界の健全な発展を妨げる不当な権利行使に対しては、妥協することなく毅然とした対応をしてゆく所存です。

以上